

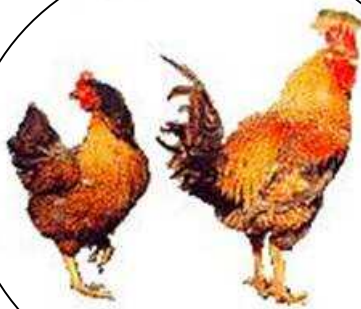
みんなで応援

# 鳥取県のJAS認定

鳥取県有機農産物等認定業務の概要



有機農産物



地鶏肉



有機農産物加工食品

## 鳥 取 県

農産物や加工食品への「有機〇〇」や「オーガニック〇〇」などの表示は、農林物資の規格化等に関する法律（いわゆるJAS法）により、平成13年以降、国に登録された機関（登録認定機関）に認定され、有機JASマークを表示したものでなければ出来ないことになりました。

鳥取県では、環境に優しい農業をより推進するために、平成16年から登録認定機関となり、有機農産物（及び有機農産物小分け）、有機加工食品（及び有機加工食品小分け）及び地鶏肉（及び地鶏肉小分け）の認定業務を行っています。

なお、酒の有機の表示は、JAS法の適応外ですが、県は独自の認証制度を平成16年度に創設し、県内の酒造会社に有機加工酒類製造証明を行っています。

## 有機農産物・有機加工食品・地鶏肉は下のマークを目印に

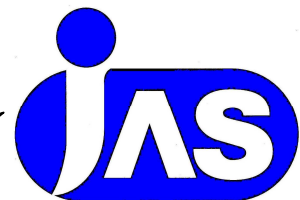
有機 JAS マーク



有機農産物・有機加工食品  
で表示されています。

地鶏肉で表示されています。

特定 JAS マーク



## 有機農産物

有機農産物の日本農林規格（JAS規格）に従い、播種又は植付け前2年以上（果樹などの多年生作物は最初の収穫前3年以上）、化学的に合成された農薬や肥料の使用を避け、堆肥などで土づくりをしたほ場で収穫された農産物のことです



2年以上のほ場

たとえば、こういうものが対象となります。

米（精米含む）、穀類、豆類、野菜、果実、きのこ類など

（ただし、水耕栽培・ロックウール栽培の野菜、れき耕栽培わさびなどは土を使った栽培でないため対象になりません。）



JAS認定には、それぞれの認定条件を満たすことはもちろんですが、そのほかに栽培（製造、飼育）記録の整備や、有機でないものが混入しないような生産（製造）の仕組みの確立が必要となります。

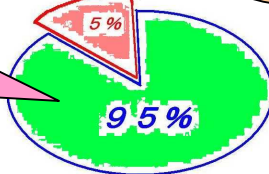
# 有機加工食品

鳥取県では、有機農産物加工食品を認定対象とします。

有機加工食品の日本農林規格(JAS規格)に従い、原材料の有機農産物及び有機加工食品が、製造や加工の過程において有機でないものと混ざらず、かつ薬剤等で汚染されないようにして製造された加工食品のことです。

食塩及び水の重量を除いた原材料のうち、有機農産物及び有機加工食品の原材料の占める割合が95%以上であることが必要です。

有機農産物、有機加工食品の原材料の割合



有機農産物、有機加工食品以外の原材料(ただし、使用が認められているものに限る)の割合

+ 食塩・水

たとえば、こういうものが対象となります。

米粉、精麦、小麦粉、きなこ、みそ、しょうゆ、豆腐、納豆、野菜漬物、野菜粉末、切り干し大根、干しいたけ、干し芋、干し柿、ジャム、ジュース、茶(注)、エゴマ油など

注:緑茶に限り、生産者が荒茶を製造し製茶業者へ出荷する場合、例外的に有機農産物の生産行程管理者認定で有機表示が可能(紅茶、烏龍茶等は有機加工食品生産行程管理者認定が必要)。

# 地鶏肉

①から④の基準で育てられた鶏のことです。

## ①ヒナの系譜

在来種(明治時代までに国内で成立し、又は導入されて定着した品種)の由来血液百分率が50%以上であって、出生の証明ができる

## ③飼育方法

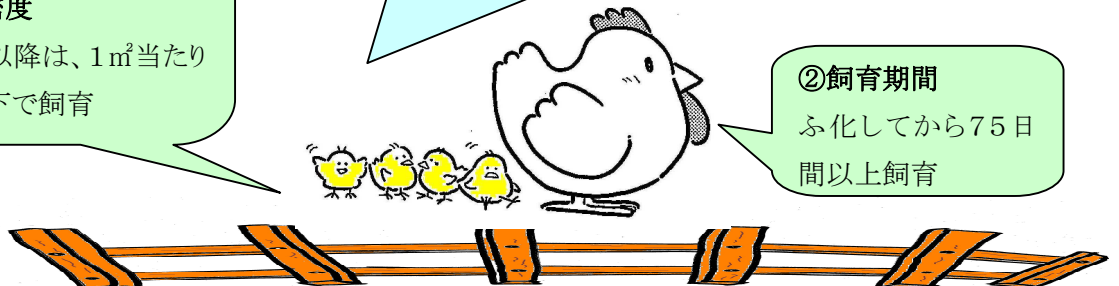
28日齢以降は平飼い

## ④飼育密度

28日齢以降は、1㎡当たり10羽以下で飼育

## ②飼育期間

ふ化してから75日間以上飼育



# 鳥取県有機農産物等認定業務について

## (1) 認定の対象者

県内に住所のある生産行程管理者、小分け業者で、県内のほ場又は工場・事業所のみ対象。

(※申請までに県又は他の登録認定機関等が開催する講習会の受講が必要です。)

生産行程管理者	有機農産物、地鶏肉	生産者、生産者グループ、団体等
	有機加工食品	加工食品の製造・加工を業とするもの
小分け業者	有機農産物、有機加工食品、地鶏肉の包装・梱包を一旦開封して別の包装に小分けし、新しい包装に有機JASマーク(特定JASマーク)を付け直して出荷する業者(精米業者も含む)	
有機農産物加工酒類証明製造業者	酒類の製造を業とするもの	

## (2) 認定申請の受付期間

年2回(7月、1月。ただし酒類は7月、10月)。受付期間はそれぞれ1ヶ月間。

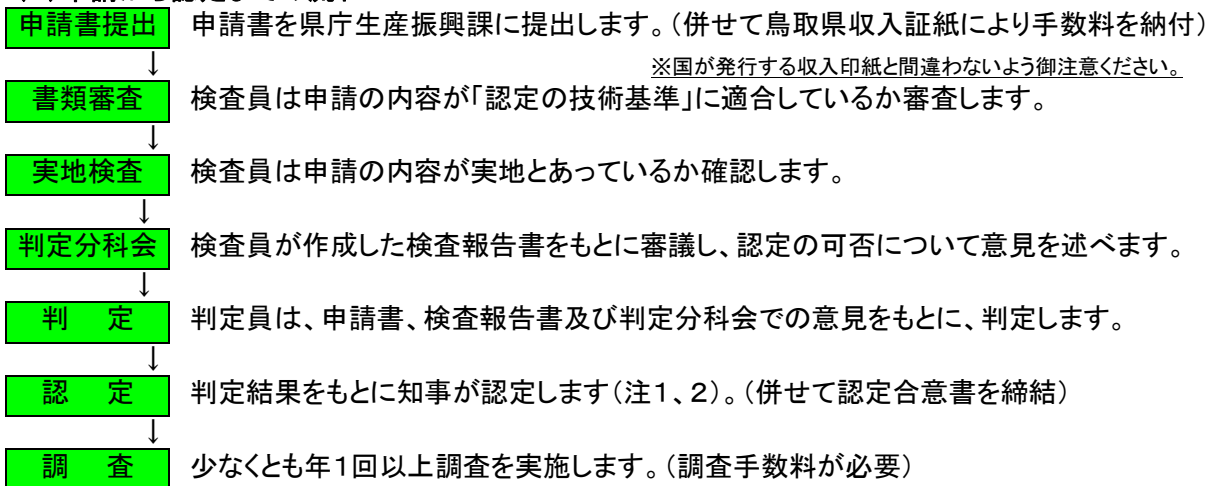
## (3) 申請方法

県が定める様式により申請書を作成し、直接県庁生産振興課へ提出してください。様式は県のホームページから以下のアドレスより入手可能です(<http://www.pref.tottori.lg.jp/121169.htm>)

## (4) 手数料の額

区 分	新規申請	調査(年1回以上)
有機農産物生産行程管理者	26,000円	16,000円
有機加工食品生産行程管理者	26,000円	16,000円
有機農産物・有機加工食品小分け業者	20,000円	14,000円
地鶏肉生産行程管理者	26,000円	16,000円
地鶏肉小分け業者	20,000円	14,000円
有機農産物加工酒類証明製造業者	26,000円	16,000円

## (5) 申請から認定までの流れ



注1: 結果は、申請受付から70日以内にお知らせします。ただし、処理をお願いしている期間や国等に内容の問い合わせを行っている期間は含めません。

注2: 不適合の場合、判定結果に関する異議申し立てができません。

## (6) お問い合わせ先

鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課生産環境担当

電話 0857-26-7415、7649 ファクシミリ 0857-26-7294